

資料 8

あま市学校給食センター物資選定委員会要綱

(設置)

第1条 あま市が学校給食及び保育園給食における給食用物資（以下「物資」という。）を購入するに当たり、学校及び保育園の関係者から広く意見を聴取するため、あま市学校給食センター物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 物資の選定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 小中学校長代表
- (2) 小中学校給食主任代表
- (3) 栄養教諭代表
- (4) 学校給食センター所長
- (5) 子育て支援課代表
- (6) 保育園代表
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、職名をもって充てられた者は、その在任期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。